給水装置一部先行工事申込時の注意事項

給水装置一部先行工事申込者　様

営業課長

　平素は和歌山市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、お客様の利便を図るため一部先行工事を運用しているところですが、穿孔工事を行い年数が経過すると穿孔した穴がさび等で塞がってしまうことがあり、このような場合出水不良となります。

給水装置一部先行工事を施工したことによる不具合（出水不良・漏水・移設・撤去等）については和歌山市企業局で対応いたしかねますので、給水装置所有者様で対処をお願いいたします。

また、対処が必要であるということを土地売買等で給水装置所有権変更する場合も新所有者様へ引継いでいってもらえるようお願いいたします。

別記様式第４号（第９条関係）

給水装置一部先行工事注意事項承諾書

年　　月　　日

（あて先）和歌山市公営企業管理者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申込者 | 住所 |  | |
| フリガナ  氏名 | 印 | |
| 電話 |  | |
| 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 | |  |

　 私は、下記の注意事項を承諾し、和歌山市　　　　 　　　　　 　　　　に給水装置

一部先行工事の申請をします。また、給水装置所有者を変更した場合はこの注意事項を

説明し承継します。

記

注意事項　　1　穿孔した穴が閉塞し、出水不良が起こる恐れがある。

　　　　　　2　経年劣化等により漏水が起こる可能性がある。

　　　　　　3　計画が変更になり給水装置が不要となった場合、分水栓で撤去する。

　　　　　　4　給水装置一部先行工事に起因する全ての不具合の改善に要する費用は

　　　　　　　 給水装置所有者の負担となる。